

地方自治法施行令の改正による各種取扱事務の変更について

令和8年4月1日以降に告示する工事及び工事に係る業務（以下「工事等」という。）につきまして、関係規程の改正に伴い、下記のとおり取扱いが変更となりますのでお知らせいたします。

1 契約管理課発注の工事等の金額基準

契約管理課で発注する工事等の金額について、下記のとおり変更となります（下記のコ額を下回る案件につきましては、各担当部局での発注となります）。

改正前	工事	250万円超
	工事に係る業務 ^{※1}	100万円超
改正後	工事	<u>400万円超</u>
	工事に係る業務 ^{※1}	<u>200万円超</u>

(※1)測量、地質調査、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業及び設備設計・監理業

2 総合評価落札方式における評価項目の評価基準

地域貢献Ⅰ型・Ⅱ型、一括審査Ⅰ型・Ⅱ型、一括審査測量業務型、設計業務型及び一括審査設計業務型における評価項目「本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況」について、下記のとおり評価基準の金額が変更となります。

改正前	地域Ⅰ・Ⅱ 一括Ⅰ・Ⅱ	当初設計金額 250万円超の工事が対象
	一括測量	当初設計金額 100万円超の測量業務が対象
	設計 一括設計	当初設計金額 100万円超の設計業務が対象
改正後	地域Ⅰ・Ⅱ 一括Ⅰ・Ⅱ	当初設計金額 <u>400万円超</u> の工事が対象
	一括測量	当初設計金額 <u>200万円超</u> の測量業務が対象
	設計 一括設計	当初設計金額 <u>200万円超</u> の設計業務が対象

ただし、令和8年度においては、令和7年12月3日から令和8年3月31日の間に発注した当初設計金額 250万円超の工事（測量及び設計の場合は 100万円超）の案件についても、契約件数として評価いたします。

3 着手届の労災保険の確認書類について

令和3年3月24日付で通知しました「工事における着手届の労災保険加入の確認方法について」において、労災保険加入の確認を行う対象工事についてお知らせしておりましたが、下記のとおり対象工事の金額が変更となります。

改正前	設計金額 250 万円超の工事
改正後	設計金額 <u>400 万円超</u> の工事

4 適用年月日

令和8年4月1日以後に告示する案件から適用

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442